

令和6年7月吉日

お取引先様 各位

ソルテラグループ SOLTERRA group.

株式会社太陽油化

代表取締役 石田 太平

絶縁油受入基準の変更に関するお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、一部メーカーによる見解の変更に伴い、総合的に判断して、基準を一部変更する運びとなりましたことをお知らせ致します。

つきましては、令和6年7月付にて、下記の「絶縁油受入基準」の要領にて、ご搬入及び回収ご依頼をいただきますようご理解のほどお願い申し上げます。まずは、略儀ながら、書中をもちましてお知らせ申し上げます。

敬具

記

【絶縁油受入基準】

密閉式機器 (コンデンサ等)	対象物が特定可能な最新のメーカー見解書で PCB 不含有が確認できれば受け入れ可能です。確認できない場合は PCB 分析表をご提出願います。	
密閉式機器以外 (変圧器、リアクトル、 遮断器等)	製造年 1993 年 以前	メーカー交付の見解書等での受入が出来かねます。 メンテナンス履歴の有無に関わらず、PCB 分析表のご提出願います。
	製造年 1994 年 以降	対象物が特定可能な最新のメーカー見解書で PCB 不含有が確認できれば受け入れ可能です。確認できない場合は PCB 分析表をご提出願います。
上記に該当しないもの	PCB 分析表のご提出願います。	

【運用開始時期】 2024年7月受け入れ分より適用

【本資料の更新履歴】

令和6年7月吉日：【密閉式機器（コンデンサ等）】の受入基準が変更になりました。

【お願い】

絶縁油受け入れに伴い、機器情報や PCB 不含有を証明する資料は、事前に書面にてご提出願います。

なお、今後の国内での PCB 検出の状況により、改めて基準変更となる場合は、予め書面にて通知致します。ご不明点は各営業担当へお問い合わせください。

基準参考：環境省→PCB 早期処理情報サイト→低濃度 PCB かどうかの判別方法

<https://policies.env.go.jp/recycle/pcb/teinouido-soukishori/about/method.html>

以上